

# 第1章 計画の目的及び位置づけ

<b>第1節 計画の目的</b>	総-1-2
<b>第2節 計画の位置づけ</b>	総-1-3
<b>第3節 計画の構成</b>	総-1-4
1. 総則編	総-1-6
2. 地震災害対策編	総-1-6
3. 風水害等災害対策編	総-1-6
4. 大規模事故対策編	総-1-7

# 第1章 計画の目的及び位置づけ

## 第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、佐倉市の市域に係る防災に関し、佐倉市防災会議が定める計画である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、未曾有の災害をもたらした。本市でも、地震動や液状化等により大きな被害を受けたところである。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、市域に係る災害対策を実施する際の、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の機関等（以下「関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱を定めるほか、住民や事業所等の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるものとする。

そして、これらの対策を総合的かつ計画的に推進することにより、自助・共助・公助それぞれの主体が全機能を発揮し、かつ相互に連携して、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

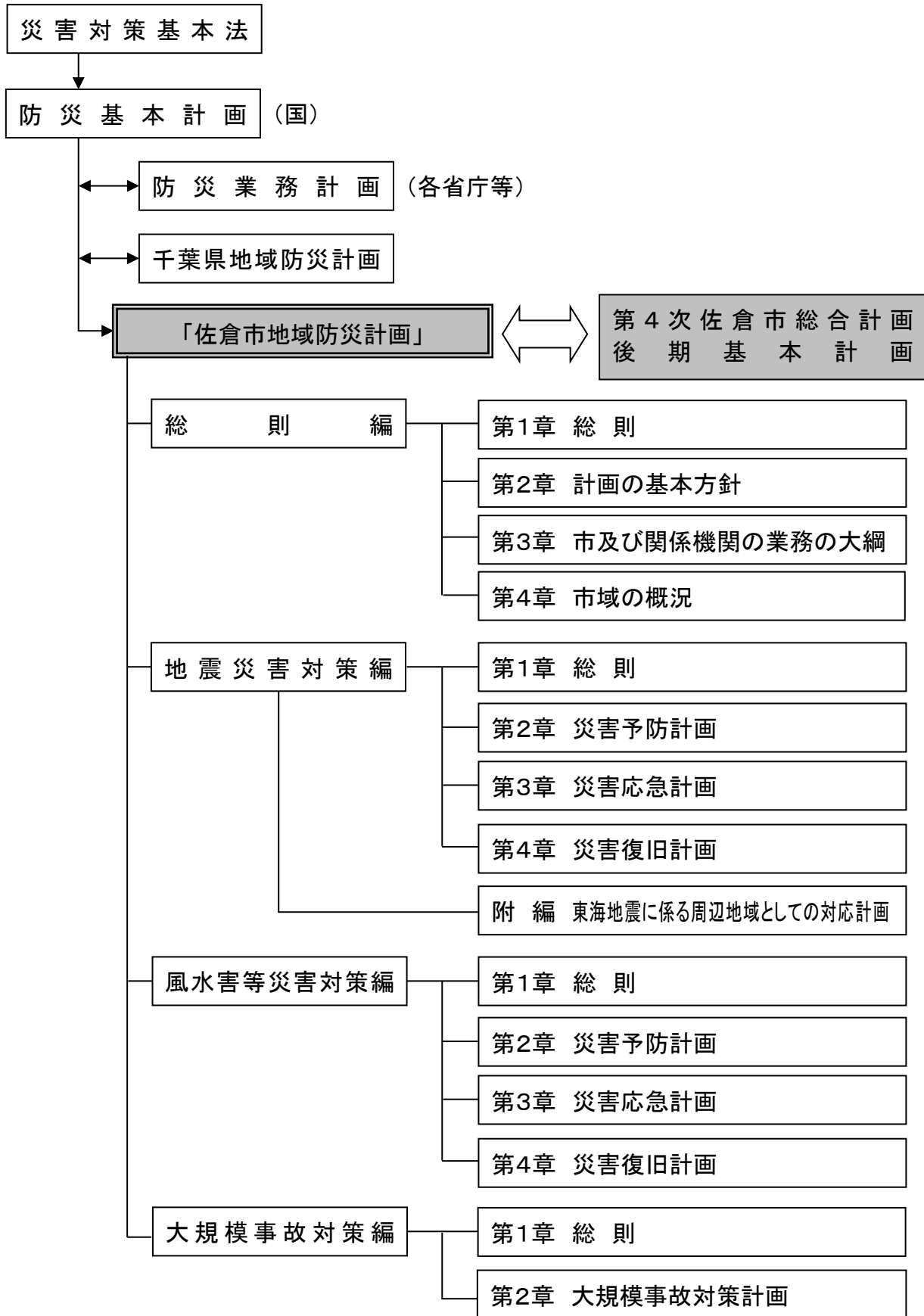
## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、市域内で発生するおそれがある災害に備えて、防災基本計画、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画、千葉県地域防災計画、佐倉市総合計画等、各種計画と整合を図るとともに、市の防災対策の基本方針を示す総合的計画である。

### 第3節 計画の構成

本計画は、災害対策基本法第42条に基づいて定める本市の地域に係る防災に関する総合的対策の指針であり、本編として、以下に示す「総則編」、「地震災害対策編（総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画、東海地震に係る周辺地域としての対応計画）」、「風水害等災害対策編（総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画）」、「大規模事故対策編（総則、大規模事故対策計画）」から構成する。

また、本計画とは別に各編に関する各種資料を掲載する「資料編」を設ける。



## 1. 総則編

計画の目的を明らかにし、計画の基本目標及び防災施策の大綱を定める。

また、市及び関係機関の責務と防災及び災害に対して処理すべき事務を定めるほか、市域の概況について記述する。

## 2. 地震災害対策編

### (1) 総 則

計画の前提となる災害の履歴及び災害の想定等について記述する。

### (2) 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるべき防災に配慮した施策、災害が発生した後の応急対策が迅速かつ的確に実施できる防災体制の整備、地震災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定める。

### (3) 災害応急計画

職員参集基準の明確化と非常配備動員体制の確立、被害情報の収集、都市機能等の応急復旧、地震発生直後の人命救助からその後の被災者支援等について定める。

### (4) 災害復旧計画

被災後における被災者への生活支援、都市機能の復旧のための活動等について定める。

### (5) 東海地震に係る周辺地域としての対応計画（附編）

東海地震注意情報の発表から東海地震発生までの間に、防災上とるべき措置等について定める。

なお、地震発生後の応急・復旧計画については、佐倉市地域防災計画（地震災害対策編）により対処する。

## 3. 風水害等災害対策編

### (1) 総 則

計画の前提となる災害の履歴及び災害の想定等について記述する。

### (2) 災害予防計画

地震災害対策編の内容を基本としながら、それらに加えて、風水害等の災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるべき防災に配慮した施策、災害が発生した後の応急対策が迅速かつ的確に実施できる防災体制の整備、災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定める。

基本的に地震災害対策編に準ずるものとしている。

(3) 災害応急計画

地震災害対策編の内容を基本としながら、それらに加えて、風水害等の災害が発生するおそれのある場合における警戒活動、災害発生後の活動について定める。

基本的に地震災害対策編に準ずるものとしている。

(4) 災害復旧計画

被災後における被災者への生活支援、都市機能の復旧のための活動等について定める。

基本的に地震災害対策編に準ずるものとしている。

#### 4. 大規模事故対策編

放射性物質事故、大規模火災、危険物等災害、航空機事故災害、鉄道事故災害、道路事故災害等の災害やその他突発災害等に対応するため、市及び関係機関の活動内容を定める。